

令和6年（2024年）7月22日

保護者の皆様

大津市福祉部子ども未来局
幼保支援課長

熱中症特別警戒情報発表時の対応について

平素は本市の園保育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月1日より熱中症対策強化のため気候変動適応法等の改正が行われました。この措置により、これまで運用があった熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）に加え、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が法的に位置づけられることになりました。

熱中症特別警戒情報は、過去に例のない広域的な危険な暑さが想定され、熱中症による人への健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合に発表されるものであり、通常の保育の実施が難しくなることが予想されます。

つきましては、熱中症特別警戒情報発表時については、可能な限り登園を控えていただきますようお願い申し上げます。

記

1 熱中症特別警戒情報（アラート）とは

過去に例のない広域的な危険な暑さが想定され、熱中症による人への健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合に発表されます。（午後2時頃翌日の情報が発表）

2 滋賀県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合における翌日の対応

可能な限り登園を控えていただくことを依頼

※上記の場合、各園より保護者連絡ツールにて連絡いたします。

暑さ指数・熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの段階による対応表

	レベル	暑さ指数 (WBGT)	大津市の対応
新規	熱中症特別警戒アラート	県内全ての観測地にて35以上を予測	翌日は可能な限り登園を控えていただくことを依頼
従来までの運用	熱中症警戒アラート	県内のいずれかの観測地にて33以上を予測	各園にて熱中症対策を講じながら保育活動を行います。 活動前の暑さ指数を測定し、状況に応じて外での活動を取りやめたり、活動内容を変更したりする場合があります。
	危険	31以上	
	厳重警戒	28以上31未満	
	警戒	25以上28未満	
	注意	25未満	